

令和4年4月28日招集

# 4月定例総会 議事録

新潟市農業委員会



## 令和4年度4月 新潟市農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和4年4月28日(木) 午後2時30分から午後3時48分

2 開催場所 亀田健康センター集団検診室

3 出席委員 (34人)

農業委員

1番 首藤正男

4番 虎澤栄三

7番 成田誠一

10番 佐藤英一

13番 塩原信子

16番 本間雄一

19番 江端美春

22番 草野伸一

5番 田中さとみ

8番 平野榮治

11番 高橋潤一

14番 野澤栄

17番 大嶋喜芳

20番 小林喜一郎

23番 増井勝

6番 山岸信一

9番 阿部信行

12番 伊藤隆

15番 平原大悟

18番 渡部藤四夫

21番 間宮一

24番 吉田浩

農地利用最適化推進委員

1番 本田敏明

4番 別所正幸

7番 帯瀬和幸

10番 原田秀一

2番 山岸洋子

5番 長井範親

8番 田中隆市

11番 堀内多計司

3番 鈴木健二

6番 笠原綱生

9番 高井利明

12番 武田要一郎

4 欠席委員 (2名)

5 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

第3 議事

議案第23号 農地法第5条許可申請に関する処分決定について

議案第24号 事業計画変更承認申請に関する処分決定について

議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について

議案第26号 新潟市農用地利用集積計画の決定について

議案第27号 新潟市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の制定について

議案第28号 令和4年度最適化活動の目標の設定等について

議案第29号 令和4年度新潟市農業委員会事業計画の決定について

議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定について

第4 その他

第5 閉会

## 6 農業委員会事務局職員

事務局長 齋藤和弘 事務局次長 坂井靖彦 事務局次長補佐 小沢昌己  
北区事務所長 高橋明彦 秋葉区事務所長 嶋倉明彦  
南区事務所長 滝沢秀樹 西区事務所長 佐藤清隆  
西蒲区事務所長 佐々木徹  
管理係長 上田芳則 農地係長 伊藤洋 農政振興係長 和田友宏  
管理係主査 武田勇 農政振興係主査 松井雅徳

## 7 会議の概要

<p>小沢次長補佐 開始時間 14:30</p>	<p>ただいまから、新潟市農業委員会令和4年度4月定例総会を開会いたします。</p> <p>2番 田村良雄委員、3番 若林清廣委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は24名中22名で、新潟市農業委員会会議規則第4条に規定する定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>なお、区部会の調査及び協議結果の報告者として、農地利用最適化推進委員の区部会長並びに区部会長職務代理者からもご出席いただいております。</p> <p>それでは、同会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、虎澤会長は議長席へご移動をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>これより議事に入ります。日程2の議事録署名委員の指名を行います。新潟市農業委員会会議規則第14条に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、議事録署名委員は5番 田中さとみ委員、6番 山岸信一委員にお願いいたします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>それでは、日程3の議案に移ります。議事の都合上、追加の議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、議案第24号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、の順番に審議を進めることとし、一括して議題に供させていただきます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農地係長</p>	<p>はい。議長。農地係の伊藤でございます。</p> <p>それでは、私から着席のままご説明申し上げます。</p> <p>本日配布されました、地区別審議件数表をご覧ください。</p>

	<p>本日配布されております、追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見照会が、北区で2件、中央地区で4件、南区で2件、西区で4件、西蒲区で9件の計21件です。</p> <p>次に議案第23号 農地法第5条許可申請に関する処分決定が、北区で4件、中央地区で3件、秋葉区で4件、南区で4件、西区で2件、西蒲区で2件の計19件です。</p> <p>次に議案第24号 事業計画変更承認申請に関する処分決定が、西蒲区で1件です。</p> <p>次に議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定が、北区で1件、中央地区で2件の計3件です。</p> <p>以上、農地法関連議案件数の合計は44件となり、すべての案件が、区部会に付されております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p> <p>ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議長（会長）	<p>ただいまの説明に関連して、区部会の調査並びに協議結果について、北区部会の報告をお願いいたします。</p>
北区部会長	<p>北区部会長の本田でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>北区部会の審査案件の7件は、去る4月27日に開催しました区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、本日配布の追加議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。</p> <p>2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「北2号」は、農地を贈与によって取得するものです。</p> <p>譲受人が、規模拡大するため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>次に議案第23号農地法第5条許可申請についてです。</p> <p>議案書2ページをご覧ください。</p> <p>「北1号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、申請地の近くこのアパート住んでいますが、手狭</p>

	<p>になり、現在の居住地に近い申請地に個人住宅を建築するため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、申請地の南側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため第1種農地と判断しました。転用は原則不許可ですが、住宅であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>汚水は、合併浄化槽で処理し、雨水は既存側溝に排水します。</p> <p>「北2号」は、農地を売買によって取得し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は現在、中央区のアパートに住んでいますが、手狭になり、勤務地に近い申請地に個人住宅を建築するため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、申請地の北側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため第1種農地と判断しました。転用は原則不許可ですが、住宅であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>汚水は、合併浄化槽で処理し、雨水は敷地内の集水桝で処理します。</p> <p>「北3号」は、農地を売買で取得し、露天駐車場敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の近くで農事組合法人として農産物を生産していますが、経営規模拡大に伴い農作業用の車両と、従業員等の駐車場が不足したため、申請地を購入して露天駐車場にするため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、令和4年3月に農用地から農業用施設用地に用途変更し、農業用施設に転用するため許可できるものです。</p> <p>雨水は自然浸透で排水します。</p> <p>「北4号」は、農地に賃借権を設定し、作業所建築敷地に転用するものです。</p> <p>転用者は申請地の近くで農事組合法人として農産物を生産していますが、経営規模拡大に伴い、農産物の出荷スペースが不足したため、トマトの栽培ハウスとして使用していた鉄骨ハウスを補強し、作業スペースとして使用するため申請にいたりました。</p> <p>農地区分は、農振農用地ですが、令和4年3月に農用地から農業用施設用地に用途変更し、農業用施設に転用するため許可できるも</p>
--	---

	<p>のです。</p> <p>雨水は貯留タンクに集めた後に、既存側溝に排水します。</p> <p>次に、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定についてです。</p> <p>議案書9ページをご覧ください。</p> <p>番号「北1号」の願出人は、申請地は被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた農地です。願出人は議案書10ページの「中1号」と同一人物で、中央事務所で現在の経営状況確認し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。中央地区部会の報告をお願いします。</p>
中央地区部会長	<p>中央地区部会長の鈴木でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>中央地区部会の審査案件の9件は、去る4月26日に開催しました地区部会にて審査を行いました。</p> <p>まず、本日配布の追加議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見照会です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>「中1号」は、同一経営体内で使用貸借権を設定するものです。譲渡人の農業者年金の継続受給のために、全経営面積を後継者に20年間使用貸借権を再設定するものです。</p> <p>「中2号」は、農地を売買によって取得するものです。譲受人が、育苗ハウスとして使用するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「中3号」は、農地を贈与によって取得するものです。譲受人は、学校を運営しており、申請地を野菜・果樹の栽培実習用として利用するため、贈与により所有権を移転するものです。</p> <p>通常、農地の権利取得に当たっては、農地法3条の許可要件を満たさなければならず、さらに法人が所有権を取得する場合は、農地所有適格法人に限られています。</p> <p>しかし、耕作を目的とせず、学校法人・医療法人・社会福祉法人、その他営利を目的としない法人が当該目的に係る業務の運営に必要な施設の用に供するときは、不許可の例外規定に該当し、許可を得ることができます。</p>



今回のケースは、譲受人が学校法人であり、申請地を学校運営に必要な栽培実習として利用するため、許可できるものです。

4ページをご覧ください。

「中4号」は、農地を売買によって取得するものです。

譲受人が規模拡大のため、譲渡人は資金が必要なため、申請にいたりしました。

経営に供する農地はすべて管理されており、今後も効率的に利用できるものと認められることから、取得後もしっかり耕作するよう指導しました。

次に議案第23号農地法第5条許可申請についてです。

議案書3ページをご覧ください。

「中1号」は、農地転用が原則許可できる第3種農地での1,000㎡未満の申請です。

譲受人は、夫婦で花屋を経営しており、現在居住する北区太夫浜新町より自社の作業所、倉庫に近い当該地で個人住宅を建設するため、申請に至りました。

当該地はすでに住宅に囲まれた休耕畑で土地改良区除外地であり、周辺農地に影響はありません。

「中2号」も農地転用が原則許可できる第3種農地での1,000㎡未満の申請です。

譲受人の実家隣で母が所有している当該地を使用貸借し個人住宅を建設するため、申請にいたりしました。

当該地は、土地改良区除外地であり、隣地農地と接する部分には土留等を設置し、被害防止策を講じます。

「中3号」は、農地に使用貸借権を設定し、農家住宅建築敷地に転用するものです。

転用者と所有者は、義理の親子です。転用者は現在、別々に暮らしていますが、このたび親族所有の農地を無償で譲り受け、同居することとなり、今回の申請にいたりしました。

農地区分は、申請地の北側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため第1種農地と判断しました。転用は原則不許可ですが、住宅であり、集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。

汚水は、新設集水桝を經由し公共下水道に排出するとともに、雨水は新設集水桝を經由して既存側溝に排水します。

次に、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処

<p>議長(会長)</p> <p>秋葉区部会長</p>	<p>分決定についてです。</p> <p>議案書 10 ページをご覧ください。</p> <p>番号「中 1」「中 2」の願出人ともに、申請地について被相続人が死亡の日まで農業を営んでいた農地であり、願出人の現在の経営状況を確認し、引き続き農業経営を行うと認められることを確認しました。</p> <p>以上です。</p> <p>ありがとうございました。秋葉区部会の報告をお願いします。</p> <p>秋葉区部会長の長井でございます。</p> <p>それではご報告させていただきます。</p> <p>秋葉区部会の審査案件の 4 件について、去る令和 4 年 4 月 26 日に開催されました区部会で審査いたしました。</p> <p>議案第 23 号農地法第 5 条許可申請についてです。</p> <p>議案書 4 ページをご覧ください。</p> <p>「秋 1 号及び秋 2 号」は隣接した屋敷内にある小規模農地を等積交換により転用するもので、一括報告させていただきます。</p> <p>本件はいずれも 10ha の広がりを持つ農地に接続する第 1 種農地と判定されますが、いずれも現在の住居に接地していることから許可基準の敷地拡張要件により許可可能となっております。</p> <p>また、本件はいずれも現況がすでに転用及び占有がなされておりましたが、適切な法的処理となるよう今般の許可申請を行ったものです。</p> <p>また、いずれの申請地も土地改良区域からすでに除かれており、周辺農地に対する影響はありません。</p> <p>「秋 3 号」は農地に賃貸借権を設定し、当該地に隣接する工場で製造するコンクリート製品置場として転用するものです。</p> <p>本件転用者は従来から置場が不足していたため、隣接地に拡大すること望んでいたところ、このたび地権者と合意したことから申請に及んだものです。</p> <p>また、当該地は転用許可申請に先立ち農振農用地解除の手続きを行い、現在は第 1 種農地と判定されることから許可基準の敷地拡張要件により許可可能となっております。</p> <p>排水に関しては申請に先立ち土地改良区と調整の上、計画が承認されており問題はないと判断しました。</p>
-----------------------------	---

	<p>「秋4号」は売買による所有権移転の上、一団の土地に低温米倉庫を新設するものです。</p> <p>本件は転用者が保有する倉庫の老朽化及び施設点在化の解消を目的として申請したものです。</p> <p>また、当該地は転用許可申請に先立ち農振農用地から農業用施設用地に変更するための手続きを行ったことから許可基準の農業用施設要件により許可可能となっております。</p> <p>排水や日照障害、あるいは施工時の交通障害等についても対策が講じられていることを確認しております。</p> <p>以上、報告を終わります。</p>
議長(会長)	<p>ありがとうございました。南区部会の報告をお願いします。</p>
南区部会長	<p>南区部会長の帯瀬でございます。</p> <p>それでは、南区部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>去る4月26日に開催しました南区部会にて、今月の申請案件6件に対し審査を行いました。</p> <p>まず、本日配布の追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見照会です。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地を売買により所有権を移転するものです。譲受人は隣地の畑を耕作していますが、経営規模の拡大を図るため申請しました。</p> <p>「南2号」も、農地を売買により所有権を移転するものです。申請地は、譲受人の居宅のすぐ隣にあり、自作地と一体利用ができることから規模拡大を図るため申請しました。</p> <p>なお、3条許可申請の「南1号」と「南2号」は、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないことを確認し、問題ないものと判断されました。</p> <p>次に、議案第23号 農地法第5条許可申請についてです。議案書の5ページをご覧ください。</p> <p>「南1号」は、農地に賃借権を設定し、社員住宅建築敷地に転用するものです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の既存敷地の2分の1以内の敷地拡張であることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>譲受人は、隣地で事業を営んでおり、関係機関とも協議済みで転</p>

	<p>用については、問題ないものと判断されました。</p> <p>次の「南2号」は、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。申請地の農地区分は、住宅等が連たんする区域内の農地のため、第3種農地に分類され、転用は原則許可となります。</p> <p>譲受人は、現在、親世帯と同居していますが、子供が大きくなると手狭になるため、申請地を買い受けて個人住宅を建築するため申請しました。</p> <p>周辺に農地はなく、転用については、問題ないものと判断されました。</p> <p>次の「南3号」も、農地を売買により所有権を移転し、個人住宅建築敷地に転用するものです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の住宅で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>譲受人は、現在、親世帯と同居していますが、子供が大きくなると手狭になるため、申請地を買い受けて個人住宅を建築するため申請しました。</p> <p>関係機関とも協議済みで転用については、問題ないものと判断されました。</p> <p>次の「南4号」は、農地に賃借権を設定し、社員用の露天駐車場敷地に転用するものです。申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の農地の集団性があるため、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものです。</p> <p>譲受人は、同集落で農業生産法人を運営していますが、経営規模の拡大に伴って社員駐車場が不足したため、申請地を借り受けて露天駐車場とするため申請しました。周辺の農地に影響がないことから、転用については、問題ないものと判断されました。</p> <p>以上で南区部会の報告を終わります。</p> <p>議長（会長）</p> <p>西区部会長</p> <p>ありがとうございました。西区部会の報告をお願いします。</p> <p>西区部会長の高井でございます。</p> <p>それでは西区部会のご報告をさせていただきます。</p> <p>西区部会の審査案件の6件について、去る4月26日に開催しま</p>
--	---

	<p>した西区部会で審査を行いました。</p> <p>まず、本日配布の追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見決定についてです。</p> <p>6ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」から「西4号」までの4件は、いずれも農地を売買によって取得するものです。</p> <p>「西1号」は、譲受人が、ハウスとして使用するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「西2号」は、申請地が、譲受人の耕作地に隣接し、自作地と一体利用ができることから、相手方の要望により所有権を移転するものです。</p> <p>「西3号」は、譲受人が、相手方の要望で、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>「西4号」は、譲受人が、規模拡大するため、売買により所有権を移転するものです。</p> <p>3条許可申請4件については、いずれも問題ないと判断いたしました。</p> <p>次に議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定についてです。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「西1号」及び「西2号」は、譲受人が同一の案件で、「西1号」は使用貸借権を設定し、個人住宅兼事務所建築敷地とするものです。「西2号」は賃借権を設定し、露天駐車場兼資材置場とするものです。</p> <p>譲受人と譲渡人は親子で、譲受人が自宅兼事務所を新築するため、申請に至りました。</p> <p>申請地の農地区分は、「西1号」・「西2号」共に、第1種農地に分類されますが、不許可の例外規定の、「住宅で集落に接続して設置される」に該当することから、許可できるものです。</p> <p>5条許可申請2件については、いずれも問題ないと判断いたしました。</p> <p>西区部会の報告は、以上です。</p> <p>ありがとうございました。西蒲区部会の報告をお願いします。</p> <p>西蒲区部会長の堀内でございます。</p>
議長（会長）	
西蒲区部会長	

それではご報告させていただきます。

西蒲区部会の審査案件の12件は、去る4月26日に開催いたしました西蒲区部会にて審査を行いました。

まず、本日配布の追加議案第30号 農地法第3条許可申請に関する意見照会案件です。7ページをご覧ください。

「蒲-1号」及び「蒲-2号」は、いずれも、同一経営体内で使用貸借権を設定するものです。

譲渡人の農業者年金の継続受給のために、買い受けた申請地を後継者に10年間の契約で使用貸借権の設定を行うものです。

「蒲-3号」は、農地を贈与によって所有権移転をするものです。譲受人は、譲渡人が耕作不便としている申請地を贈与によりもらい受けるものです。

8ページをご覧ください。

「蒲-4号」は、農地を贈与によって所有権移転をするものです。譲受人が、世帯員である子から申請地を贈与によりもらい受けるものです。

「蒲-5号」は、農地を賃借権の設定により借り受けるものです。賃借人が、規模拡大のため、申請地を10年間の契約で借り受けるものです。

「蒲-6号」は、農地を賃借権の設定により借り受けるものです。賃借人である農地所有適格法人が、規模拡大のため、申請地を20年間の契約で借り受けるものです。

「蒲-7号」、「蒲-8号」及び「蒲-9号」は、いずれも、農地所有適格法人である譲受人が、規模拡大のため、申請地を買い受けるものです。

次に、議案第23号 農地法第5条許可申請案件についてです。議案書7ページをご覧ください。

「蒲-1号」は、農地を買い受け、個人住宅建築敷地に転用するものです。

8ページ議案第24号 事業計画変更承認申請案件との関連案件ですので、一緒に報告をいたします。

譲渡人は、平成16年に建売住宅分譲敷地として転用許可を受け、敷地の造成をいたしました。都合により事業実施まで至りませんでした。事業承継者である譲受人は、現在居住する東区より自然豊かで住環境の良好な申請地に個人住宅を建設し移り住むため、申請に至りました。

	<p>農地区分は、申請地の西側に10ヘクタール以上の農地が広がっているため第1種農地と判断いたしました。転用は原則不許可ですが、住宅の建築であり集落に接続して設置されるため、例外的に許可できるものです。</p> <p>申請地は、既に土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には土留も設置されており、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>「蒲-2号」は、農地に使用貸借権を設定し、個人住宅建築敷地に転用するものです。</p> <p>譲受人の実家近くで父親が所有している申請地を使用貸借し、個人住宅を建設し移り住むため、申請に至りました。</p> <p>農地区分は、農地転用が原則許可できる第3種農地であり、なおかつ、1,000㎡未満の申請となっております。</p> <p>申請地は、土地改良区除外地であり、隣接農地と接する部分には既に土留も設置されており、排水計画も整っていることから、周辺農地に影響のない計画となっております。</p> <p>西蒲区は、以上です。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。ただいまの事務局の説明及び区部会の報告について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>追加の議案第30号農地法第3条許可申請に関する意見決定について、審議いたします。許可相当と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんから異議がありませんので許可相当と決定し、事務局から市長へ回答をお願いします。</p> <p>次に、議案書2ページ、議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので関係委員は「農業委員会</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>等に関する法律第31条第1項」議事参与の制限の規定により、審議開始から終了まで退席をお願いします。なお、審議終了後に入室、着席していただきます。</p> <p>関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>（14番 野澤栄委員 退室）</p> <p>それでは、議案第23号農地法第5条許可申請に関する処分決定について、審議いたします。原案のとおり許可と決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり許可と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>（14番 野澤栄委員 入室、着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>なお、議案書4ページ、秋4号については、3,000㎡を超える案件であることから、県農業会議へ諮問を行い、そこで異議なしの場合、許可処分となります。それ以外の場合は、次回の定例総会で再度審議することといたします。</p> <p>秋4号以外の事案は諮問が不要であることから、許可処分を行います。</p> <p>次に、議案書8ページ、議案第24号事業計画変更承認申請に関する処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案書9ページ、議案第25号相続税の納税猶予に関する適格者証明願の処分決定について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p>



<p>議長（会長）</p>	<p>（異議なし）</p> <p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、別冊の議案第26号新潟市農用地利用集積計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>農政振興係長</p>	<p>農政振興係の和田です。議案第26号 新潟市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。</p> <p>お手元の別冊資料「新潟市農用地利用集積計画の決定について」をご覧ください。</p> <p>今回は新規の案件が利用権設定101件、売買19件、交換2件、合計122件、面積672,248㎡、その他に、利用権の移転が17件となります。</p> <p>表紙をめくっていただいて、令和4年4月の利用権促進事業地区別実績表をご覧ください。こちらは農地中間管理事業以外の案件についてまとめたものです。</p> <p>新規の利用権設定について、北区15件、中央地区14件、秋葉区2件、南区33件、西区5件、西蒲区32件、合計で件数101件、面積547,104㎡です。</p> <p>所有権移転の売買について、北区3件、中央地区2件、秋葉区3件、南区1件、西区4件、西蒲区6件、合計で件数19件、面積90,599㎡です。</p> <p>所有権移転の交換について、南区2件、面積6,151㎡です。</p> <p>詳細につきましては、一枚めくっていただいて、議案書の4ページ以降となります。</p> <p>新規の利用権設定及び所有権移転については4ページから33ページのとおりです。</p> <p>続いて、利用権の移転については34ページから38ページのとおりです。</p> <p>一枚めくっていただいて、39ページ、令和4年4月の利用権促進事業(農地中間管理事業)地区別実績表をご覧ください。</p> <p>こちらは、農地中間管理事業にかかる地区別実績の合計となっています。</p> <p>北区3件、中央地区12件、秋葉区2件、南区2件、西区85件、西蒲区30件、合計で件数134件、面積395,751㎡です。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>詳細につきましては一枚めくっていただいて、42ページから70ページのとおりです。</p> <p>以上につきまして、申出等を踏まえ、事前調整を行った結果、各案件ともに農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である市基本構想への適合や、耕作に供すべき農用地の全ての効率的な利用といった要件を満たしており、いずれの案件についても各区部会において審議済みとなっております。</p> <p>従いまして、本日の定例総会で承認をいただいたのち、農用地利用集積計画を公告いただくよう、市長に対し依頼します。</p> <p>市の公告につきましては、5月18日からとなります。ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。</p> <p>委員関連の事案が含まれておりますので、関係委員は退出をお願いいたします。</p> <p>（1番 首藤正男委員 退室）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>それでは、議案第26号新潟市農用地利用集積計画の決定について、審議いたします。原案のとおり承認することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>皆さんから異議がありませんので、原案のとおり承認と決定いたします。関係の委員から入室していただいでください。</p> <p>（1番 首藤正男委員 入室、着席）</p>
<p>議長（会長）</p>	<p>次に、議案第27号新潟市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の制定について</p>

<p>小沢次長補佐</p>	<p>議案第 28 号令和 4 年度最適化活動の目標の設定等について          議案第 29 号令和 4 年度新潟市農業委員会事業計画の決定について、を議題に供します。事務局より説明をお願いします。</p> <p>議案第 27 号 新潟市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の制定について、説明させていただきます。</p> <p>内容につきましては、各区部会で説明させていただいておりますので、この場では、これまでとの主な変更点などについて説明させていただきます。</p> <p>当指針は、農業委員会等に関する法律第 7 条に基づき、これまで 6 農業委員会で定めてきましたものを、このたびの統合に伴い、全市一つの指針として、制定するものでございます。</p> <p>制定にあたっては、6 農業委員会のこれまでの実績などを尊重し、「遊休農地の解消」、「担い手への農地利用の集積」、「新規参入の促進」といった農地利用の最適化を推進する 3 つの取り組みや目標設定、期間の考え方などについて、引き継ぎたいと考えています。</p> <p>また、当指針の目標年度としては、委員の改選期に合わせ令和 6 年度になりますが、これまで同様に、新潟市農業構想との整合性を図りたいことから、同構想の目標年度である令和 4 年度の目標数値を、当指針の当面の目標数値とし、新たな農業構想との整合性などを検証したうえで、必要に応じた見直しをすることにしたいと考えています。</p> <p>なお、単年度の具体的な目標、活動などについては、この後に説明いたします、「最適化活動の目標の設定等」に定めることとしております。</p> <p>以下、目標数値について、説明をさせていただきます。</p> <p>「1 遊休農地の解消について」は、本市の遊休農地は、98.3ha、率にして 0.3%と極めて少ないことから、「遊休農地率 1%以下を維持」することとしており、</p> <p>「2 担い手への農地利用集積について」は、農業構想の目標数値である 85%を、</p> <p>「3 新規参入の促進について」も、農業構想に合わせ 70 経営体を、本指針の各年度の目標値とするものです。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
---------------	--

農政振興係長

続いて、議案第28号 最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

別紙2「令和4年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。

こちらにつきましては、これまで年度ごとに作成していましたが「目標及びその達成に向けた活動計画」に代わるものとして、新たに示された様式となります。

1枚目の農業委員会の状況については、令和4年4月1日現在として、1番に統合後・改選後の農業委員・推進委員の状況、2番に統計データ等を基にした農家・農地等の概要を記載しております。

1枚目裏面、1最適化活動の成果目標の(1)農地の集積については、現状のいわゆる担い手への農地集積率は70.9%、農地集積の目標については、設定した目標の根拠が必要とされたことから、市農業構想との整合を図ることとし、集積率の目標は85%、その達成のために必要な新規集積面積は4,620haとなります。

(2)遊休農地の解消については、「1号遊休農地」が全体で98.3ha、そのうち、「緑区分」の面積が45.9ha、「黄区分」の面積が52.4haとなっております。

遊休農地の解消目標については、緑区分の解消目標面積については全体の5分の1の面積を記載せよとの指定があるため、45.9haの5分の1となる9.2haとなります。

黄区分については、解消のための工程表の策定方針を記載せよとの指定があり、具体的に基盤整備事業の実施が計画される場合に、遊休農地の解消が図られるよう働きかけを行う旨を記載しております。

新規発生遊休農地の解消目標については、緑区分の設定方法に準じて令和3年度に新規発生した緑区分の遊休農地面積5.12haの5分の1となる1.03haとしました。

次のページ、(3)新規参入の促進については、市農業構想との整合を図り、法人等への就業も含む数を記載しています。

目標については、市基本構想では新規就農に関する目標は「人数」のみであり、「面積」に関する目標は設定されていないことから、現時点では記載しておりません。

この点につきましては、目標を権利移動面積ではなく、新規就農者数として設定することができないか、県を通じて北陸農政局に照会中です。

<p>小沢次長補佐</p>	<p>次に、2最適化活動の活動目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標については、4月の活動記録簿の説明の際に説明した日数を踏まえた1人当たり月8日としました。</p> <p>(2)活動強化月間の設定目標については、年間サン月以上の実施が求められているため、いずれも遊休農地に関係するものとして、ヨン月を活動強化月間として設定します。</p> <p>(3)新規参入相談会への参加目標については、開催される際には推進委員の方が1名以上参加する旨を記載しております。</p> <p>こちらの内容につきましては、国へ報告するとともに、インターネット等により公表することとされております。</p> <p>なお、今回の様式変更に伴い、他の農業委員会からも目標設定の考え方等について多数の質問が寄せられているとのことで、県で取りまとめのうえ北陸農政局に対して照会しているものの、まだ回答がありません。</p> <p>当農業委員会からも先ほど説明した新規参入に関する点のほか、いくつか質問・意見を提出しており、回答によってはより実現性の高い形で目標が設定できる余地が残されております。</p> <p>つきましては、こちらの内容についてご承認いただいたうえで、その後に修正の必要が生じた場合については事務局に一任いただければと存じます。</p> <p>修正等を行った場合には、その後の区部会・総会でその旨を報告させていただきます。</p> <p>議案第29号 令和4年度新潟市農業委員会事業計画の決定について、説明させていただきます。</p> <p>内容につきましては、指針などと同様に各区部会で説明させていただいておりますので、主な変更点などについて説明させていただきます。</p> <p>当事業計画は、これまでの「業務方針及び事業計画」を、今年度から「事業計画」という名称に改称し策定するものであり、内容については、先ほど説明の「指針」と同様に、大きな変更はなく、これまで6農業委員会ごとに作成していたものを、全市一つの計画として策定するものでございます。</p> <p>「1 事業方針」については、最後の段落に、6農業委員会の統合後も引き続き、関係機関との連携・協議のもと、効率的な体制を構築していくことなどを記載しております。</p>
---------------	--

議長（会長）	<p>「2 事業計画」及び「3 会議の開催」については、取り組み内容に大きな変更はなく、事業や会議の名称等を、統合後の表記に合わせるなど文言修正程度の見直しとしております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの説明について、ご質問、ご意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長（会長）	<p>皆さんからご質問、ご意見がありませんので、これより審議に入ります。議案書11ページ、議案第27号新潟市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の制定について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書12ページ、議案第28号令和4年度最適化活動の目標の設定等について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案書13ページ、議案第29号令和4年度新潟市農業委員会事業計画の決定について、原案のとおり決定することにご異議はありませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>異議なし、ということですので、原案のとおり決定いたします。</p> <p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。日程4</p>

	<p>のその他について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>（発言なし）</p> <p>それでは、事務局から何かありませんか。</p> <p>（なし）</p>
議長（会長） 終了時間 15：48	<p>ないようですので、以上をもちまして、新潟市農業委員会令和4年度4月定例総会を閉会いたします。</p>

議事録に相違ないことを認める。

議 長

---

署名委員

---

署名委員

---



